第5回 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会 議事要旨

開催日時:令和5年5月29日(月) 15:30~17:00

開催場所:経済産業省別館2階238会議室、及びWEB会議

<出席者>(敬称略、順不同)

委員

三上 喜貴 開志専門職大学副学長 (座長)

依田 高典 京都大学大学院経済学研究科教授

カライスコス アントニオス 京都大学大学院法学研究科准教授

釘宮 悦子 消費生活アドバイザー

西田 佳史 東京工業大学工学院教授

早川 吉尚 立教大学法学部教授

正木 義久 一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュ

ニケーション本部長

增田 悦子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

森 亮二 英知法律事務所 弁護士

山内 洋嗣 森・濱田松本法律事務所 弁護士

・オブザーバー

アマゾンジャパン合同会社

楽天グループ株式会社

ヤフー株式会社

株式会社メルカリ

一般社団法人日本玩具協会

ベビーカー安全協議会

一般社団法人大手家電流通協会

一般財団法人家電製品協会

- 一般社団法人日本ガス石油機器工業会
- 一般財団法人製品安全協会

日本チェーンストア協会

全国中小企業団体中央会

• 関係省庁

消費者庁 消費者安全課、消費者政策課 経済産業省 情報経済課、生活製品課 独立行政法人製品評価技術基盤機構 製品安全センター

• 事務局

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

<配布資料>

資料1 議事次第

資料 2 委員名簿

資料3 消費生活用製品の安全確保に向けた論点と対応(ネット販売関係)

参考資料 1 一般社団法人日本玩具協会資料

議題

- (1) 子供製品関係の論点と対応
- (2) その他

開会

田中課長

・それでは、30分ほど遅くなってしまいましたけれども、委員の先生方参加いただきましたので、ただいまから、検討会を開始したいと思います。30分も遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。事務局の製品安全課長の田中と申します。ただいまから開始したいと思います。

・委員の先生方におかれましては、また、オブザーバーの方におかれましては、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。本日は、Teamsのオンライン会議とさせていただいております。また、これもこれまでと同様ですけれども、本日の会議は、YouTubeによるライブ配信を行わせていただいております。本日の会議のお願い事項でございますけれども、オンライン会議ということもございますので、発言される方は、マイクとカメラをオンにしていただければと思います。それ以外の方は、マイクとカメラはオフでお願いできればと思います。

・それでは、議事進行につきましては、座長の三上先生、よろしく お願いいたします。

三上座長 田中課長

それでは、事務局より参加者及び資料の確認をお願いいたします。 本日は、鷲田委員が所用のため欠席と聞いております。また、正木 委員が、前半、別件と重なっているということで、途中参加の予定 と聞いております。また、大橋委員でございますけれども、出席で きないのではないかとの御連絡をいただいているところでございま す。

・本日の配付資料でございますけれども、事務局から、本日の朝、 メールでお送りさせていただいたPDFの資料を御参照いただけれ ばと思います。また、同じものがホームページのほうにも掲載して おりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。ま た、画面共有も使いながら資料の説明は行いたいと思います。もし 不具合等がございましたら、 チャット機能を使っていただいて事 務局のほうに御連絡いただければと思います。よろしくお願いしま す。

三上座長

- ・ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。
- ・まず、事務局より子供用製品関係の論点と対応について、資料の 御説明をお願いしたいと思います。

議事

田中課長

- ・それでは、資料を説明させていただければと思います。こちらが、本日メールで送らせていただいた資料及びホームページでも掲載している資料になります。
- ・本日の論点でございます。1ページ目でございますけれども、3 番のところ、子供用製品の対応について議論をさせていただければ と思っております。
- ・2ページでございますけれども、前回のネット販売製品の関係の 議論についても少し振り返りを冒頭させていただければと思いま す。
- ・3ページでございますけれども、ネット販売関係、主に海外からの直接販売、越境供給というものでございますけれども、こちらについて方向性を提示させていただきまして、議論をさせていただきました。委員の皆様方及びオブザーバーの皆様方からおおむね方向性については賛同といった御意見をいただいたところでございます。その上で、今後の検討の際の留意点という観点から様々な御意見をいただいたところでございます。そちら、まとめさせていただいておりますけれども、下に書いているような御意見をいただいているところでございます。こちらにつきましては、今後の検討の際

に留意しながら進めていきたいと考えております。

- ・4ページでございますけれども、その中で、特定商取引法についての御質問も少しいただいておりましたので、こちらの現状のルールについて整理させていただいております。特商法では、販売事業者が、ネット販売の際には、住所や電話番号、こういったものを表示するということが求められておりますけれども、昨年の6月の省令改正がございまして、この中で、そういった販売事業者が海外の法人である場合については、もし国内に事務所等がある場合は、その事務所の住所または電話番号を表示することが求められることになったということでございました。
- ・我々、製品安全では、PSマーク対象製品について、海外の法人が越境供給する場合、代理人を置いてもらう。その方の電話番号や住所を表示するということが必要ではないかという議論をさせていただきましたけれども、特商法のほうでもこういった手当てをされているということが判明いたしました。こういったところ、非常に似たようなところもあるのかなと感じているところでございます。
- ・5ページ以降ですけれども、今日の本題でございます子供用製品 の対応について御説明させていただければと思います。
- ・6ページでございます。これは少し前ですけれども、第1回の検討会、1月に開催しておりまして、こちらの中でも、子供用製品の強制規格化について、多くの委員の先生からも御意見をいただいておりまして、基本的には賛同といったような御意見をいただいたところでございます。
- ・一方で、既存の任意の規格との関係についてはぜひ留意をしてほ しいと、こういった御意見も複数いただいたというところでござい ます。
- ・次、7ページでございますけれども、第3回の検討会、2月20日 に行っておりまして、これは非公開のヒアリングという形でござい

ました。玩具協会さんとバンダイさん、あとベビーカー安全協議会さんの三者に対して非公開でヒアリングをさせていただいたところでございます。その結果についてまとめたものがこちらでございまして、出せる範囲でホームページにも掲載しておりますけれども、その内容を整理したものでございます。

- ・第3回の検討会では、玩具については幅広く規制対象とするということについて慎重な声が聞かれたというところでございます。その具体的なものがこちらにも書いておりますけれども、まず1つは、玩具協会さんのSTマークですね。これの取得の割合がどの程度なのかといった御質問がございました。これについては、こちらの右のところに書いておりますけれども、6~7割程度の玩具にマークがついているという御回答でございました。
- ・続きまして、強制規格化したとしても、STマーク制度と両立することもあり得るのではないかといった御質問もございました。これについては、強制規格化してしまうと、STマーク制度そのものが衰退するのではないかといった懸念が回答としてはあったということでございます。玩具全体ということではなくて、重篤な事故のおそれがある個別製品への対応を図るのがいいのではないかといった御意見をいただいたところでございます。
- ・また、海外の強制規格に適合している事業者さんにとってみる と、同じものを国内で強制規格化されてもそれほど影響はないので はないかといった声も一部聞かれたということでございます。
- ・8ページでございますけれども、こちら、マグネットセットと水で膨らむボール、この写真の製品でございますが、これについての規制が、これは報道等もされておりましたけれども、2週間前、5月16日に閣議決定をして、その週の19日に公布されたということでございます。この2つの製品につきましては、非常に小さな製品だということもあって、誤飲のリスクがあるということで、規制の対

象にして技術基準を求めるといった措置をすることになりました。 これによって、この写真の製品のようなものは技術基準を満たすこ とは難しいので、販売できなくなるのではないかと考えているとこ ろでございます。

- ・一方、3番目のポツに書いておりますけれども、これ以外にもいろんな玩具というのは存在するわけでございますけれども、小さな部品とか含まれるものもあるかなと思いますけれども、そういったものについて、現時点では規制という意味では、誤飲対策のものという意味では存在していないという形になっておりまして、この辺りが課題かなと感じているところでございます。
- ・9ページでございますけれども、子供用製品に対する課題として、こちらに書いておりますけれども、子供用製品につきましては誤飲といったような事故が非常に起きやすいのかなと考えておりまして、例えば小さな部品を有するものは配慮が必要ではないかなと感じているところでございます。ただ、現状の対応という意味で言いますと、前のページで申し上げましたマグネットセット、あと水で膨らむボールのような形で、事故が複数起こった後に、それを規制対象にして事故の防止を図る、こういった対応になっておりまして、スピードという意味では少し遅れてしまうところがあるのかなと感じているところでございます。
- ・こうした中、海外では例えば法令違反となっているような製品、 あとは、これも第1回にも御紹介しましたけれども、子供用の自転 車にチェーンへの指入れリスクがある製品というのも世の中に存在 している中で、どうやって先手を打って事故の防止を図っていける か、こういったところが課題かなと考えております。
- ・こちら、10ページでございますけれども、これも第1回の検討会 で紹介させていただいた資料そのままですけれども、例えばという ことで、EUでSafety Gateというのがございまして、こちらでE

Uの基準を満たしていない製品というのは販売ができなくなるということで、ホームページに日々アップされているところでございます。その一例をこちらに挙げさせていただいておりますけれども、例えば一番左側のぬいぐるみ、こういったものについて言いますと、ボタン電池等が含まれているということで、乳幼児がそれを誤飲する懸念があるということで販売停止になっているということでございます。

- ・また、この右側の玩具ですけれども、小さく取れやすいパーツが 含まれておりまして、それを乳幼児が誤飲し、窒息するおそれがあ るということで、これは基準を満たしていないということで販売が できなくなっているというところでございます。
- ・これらの製品いずれも、事故起こったから販売停止になったとい うわけではなく、基準を満たしていないということで販売停止にな っているというものでございます。
- ・11ページでございますけれども、同じ玩具を巡る課題という意味では、先ほどヨーロッパの例を申し上げましたけれども、ほかの国、ヨーロッパ以外の国も含めてかなり多くの国で規制の対象になっておりまして、規制という意味は、基準に適合していない場合は売ってはいけない、このような規制がかかっているということでございます。
- ・日本でございますけれども、これは御承知のとおり、50年にわたり玩具協会さんのほうでSTマークという制度でしっかり対応を行っていただいたということで、そういったツールを使って玩具の安全を確保してきたというところでございます。
- ・ただ一方で、近年はネット販売も容易になっておりますので、こ ういったところから海外のものが流れていく可能性も増えているの かなと感じているところでございます。
- ・日本は化学物質の規制というのは食品衛生法でかかっているので

すけれども、誤飲対策や物理的な安全性のところは、規制という意味ではかかっていないということがございますので、海外との調和というか、日本もある程度規制を強化しないと、こういったネット販売で海外品が入ってくるということも考えますと、安全性の確保という観点では懸念もあるのかなと感じているところでございます。

・以上の課題、懸念を踏まえまして、今後の対応ということで、これは一つのイメージとして提案させていただいているということでございますけれども、12ページでございます。こちらのように左側の下の三角が現在の消費生活用製品安全法の体系でございまして、法律の体系という意味では、特定製品というカテゴリーとそれ以外のその他の製品となっておりまして、特定製品になると基準の適合を求められるという形になります。先ほど申し上げたマグネットセットとか水で膨らむボールのおもちゃといったものは、まさに今回、特定製品、クリーム色のところですが、こちらに追加するということを決めさせていただいたというところでございます。

・ただ、そうすると、こういった水で膨らむボールやマグネットセットのように、非常に事故がたくさん起きて危ないとなった場合はこういうところに入れて規制するということができるのですけれども、そういった事故がまだ起こっていない場合はこういった技術基準の適合を求めるということがやや難しいのかなという感じを受けております。そのため、これは一つのアイデアですけれども、法律の中にもう一つのカテゴリーという形で、例えば子供向け製品というような形でカテゴリーを設けて、そのカテゴリーには、事故が起こっていなくても、リスクがありそうなものということで、例えば乳幼児の誤飲対策とか、こういったところができるような規制を行う、まさに右に書いておりますけれども、基準の適合を求めるといったことができるようにするといいのではないかといった御提案と

いうことでございます。これによって、事故が起こる前にも誤飲対 策のような小さな部品を含む製品のようなものに一定の基準を守っ ていただくことができないかと考えているところでございます。

・当然ですけれども、ここのイメージのところにちょっと書いておりますけれども、国際基準との整合というのは非常に大事だと思っておりますので、我々としては、例えばISOとか、ENとか、ASTMといったような基準がございますが、こういった規格とも合っているものであれば特に問題ないという感じになるということが1つあり得るのかなと思っております。そういった意味で、STマークとか、後で出てくるSGマークとか、これは例えばベビーカーなんかについているマークですけれども、こういったもの、基本的には国際基準とも整合しているのかなと思っておりますので、こういったマークを取っている方については追加的に何か検査するとか、試験するとか、こういったことは不要になるのかなと思っておりまして、これによって、事業者の皆様方には、ご負担という意味では最小限にできないかなと思っているところでございます。

・13ページでございますけれども、STマークの制度でございまして、こちら、第1回の検討会で紹介させていただいたスライドと同じものでございます。こちらの特徴といたしましては、改めてではございますけれども、基準があって、マークの管理がきちっと行われているということ、あと、外部の検査機関がしっかり検査していただいているということ、また、事故の際の賠償、補償の制度も含まれているというところ、こういった特徴があるというところでございます。この基準のほうですけれども、国際的な基準との整合が図られているということでございます。

・そういったことも踏まえまして、これも玩具の安全性の話とSTマークとの関係ということを分かりやすく整理させていただいたものでございます。STマークにつきましては、先ほど申し上げたよ

うに、国際基準との整合性ということで、そういう意味では非常にいい制度ですけれども、STマークがついていない玩具というのも販売されているというところが少し課題としてあるのかなと考えているところでございます。

- ・この左側に図を書いておりますけれども、上が要求水準で、こちらが I SOの8124-1とか、こういった物理的な安全性であれば、I SOとかE NとかA S T Mといった基準があるということなのですけれども、日本でいうと、S T マークを取られている製品は実はしっかり満たしていただいているということかと思っております。ただ、これが $6\sim7$ 割ですので、残りの $3\sim4$ 割、こちらの赤の斜線で示しているものについては対応されているのかどうかが分からないというところかと感じております。
- ・もちろん、製造物責任もございますので、何もされていないというわけではなくて、きちんと対応している会社も多いのかなとは思うのですけれども、それが分からないということかなと思います。 今回、規制対象とさせていただいた水で膨らむボールとかマグネットセットというものもまさにここの中に入っていたものでございまして、事故が起こったので今回は規制したということでございます。
- ・我々としては、玩具というものにつきましては、子供向け、特に 乳幼児が使うということもございますので、事故が起こる前に一定 の基準を満たすということが必要ではないかという印象を持ってお りまして、また、海外からネット販売ということも今後増えていく ということも考えますと、こういった一定の強制力があった対応と いうことも必要ではないかなと感じているところでございます。
- ・また、現時点では海外で違反になったものを日本に販売できるということになっておりますので、これについての対応をするという ことを考えますと、一定の規制というものが必要ではないかなと感

じているところでございます。

- ・ただ、もちろん、STマークにつきましては、2年に1回の製品 確認を行っているという点で、丁寧な安全確認を行っていただいて いると思っておりますし、あと、年齢表示とか注意喚起の仕方とい ったようなところにも非常に日本の市場に合わせて分かりやすい表 示の仕方を行っていただいているという特徴があると思っておりま す。そういう意味では、ただ単に基準を満たしているというより も、プラスアルファの付加価値があるマークではないかなと感じて いるところでございます。
- ・ですので、我々としては、強制的にこういった基準を守っていただきたいとは思うのですけれども、できれば、このSTマークが100%になって、全ての玩具についていただくというのは本当に理想的なのではないかなと感じているところでございますし、第1回や第3回の検討会でも、玩具協会さんから、STマークが衰退するのではないかといった御懸念もいただいたところでございますけれども、我々としては、STマークについては、衰退せずに、むしろ拡大していくということを本当に希望しているところでございます。それが玩具の安全という観点からも本当に大事だと思っております。
- ・15ページでございますけれども、やはりSTマークつきの玩具が どんどん普及していくことが安全の観点から望まれるということで ございますので、我々として、この規制の検討ということを考えて いくときには以下のようなことが考えられるのではないかと、これ は一つのアイデアということではございますけれども、考えている ところでございます。
- ・1つは、このSTマークがうまく活用できるような制度にできないかと思っておりまして、例えばでございますけれども、STマークつきの玩具については、特段国の届出とか、このようなものは要

らない。ただ、一方で、STマークをつけないで、技術基準の適合 は自分で確認しますという方については届出を求めるとか、こうい ったやり方も1つあるのではないかなと考えております。

- ・製造物責任保険の加入を促すということも1つあり得るかなと思っておりまして、これはSTマークですけれども、STマークつきの玩具については製造物責任保険に入っておりますので、製造物責任保険の加入を促すことによって、なるべくSTマークがついた玩具が広がっていくということにならないかということでございます。
- ・また、3番目でございますけれども、新しい制度をつくっていくという際には、こういったマークの認知度の向上といったことも図る必要があるかなと感じているところでございます。これも1つイメージですけれども、玩具で言いますと、化学的なところは食品衛生法で規制が既にかかっているのですけれども、いわゆる物理的なところですね。我々が特に問題と思っているのは物理的な誤飲対策というところですけれども、こちらについては、STマークがついているものはいいのですけれども、そうでないものについては規制かかっていないというところがございますので、こちらを今後規制していくといったことが求められるのではないかと感じているところでございます。
- ・16ページでございますけれども、こちら、製品安全協会さんが運営しているSGマークの紹介でございます。これも任意のマークということでは、玩具のSTマークとも似ている制度かなと思っておりますけれども、子供用製品もSGマークの対象になっているものもあるということで、例えばベビーカーとか、こういった椅子とかですけれども、こういったものもございますので、こういったものを規制の対象にするかどうかといった検討をする際には、玩具のときと同じように、こういったマークとの関係ということも十分留意

する必要があるかなと思っておりますし、やはりこういったマーク をどんどん活用していただく方向というのが安全の観点からは望ま しいのではないかなと考えているところでございます。

17ページでございます。これは参考でございますけれども、OE CDの理事会の勧告というのが出ておりまして、こちらの中で、こ れは2年前、2020年に出ておりまして、子供のような脆弱で不利な 立場にある消費者に特別な注意を払うようにということが勧告され ております。そういった意味で、我々、まさに製品安全の新しい枠 組みを考えていこうとしておりますので、その際にはこういった子 供向け製品のようなものに一定の配慮をしていくということはこの OECDの勧告にも沿ったものではないかということで、参考まで に最後に紹介させていただいたというところでございます。

・ということで、私からの説明は以上になります。

三上座長

- ・田中課長、どうもありがとうございました。子供用製品について の今後の対応の方向性について御説明いただきました。
- ・次に、日本玩具協会の前田会長から事前に資料の提供をいただい ておりますので、発言をここでお願いできればと思います。前田会 長、よろしくお願いいたします。

- 前田オブザーバー・ありがとうございます。日本玩具協会会長の前田です。よろしく お願いいたします。
 - ・ただいま、経産省から強制規格の方向性に関する説明がありまし た。私ども日本玩具協会の強制規格に関する意見を述べさせていた だきます。
 - ・初めに申し上げておきたいことがありますが、私ども、危ない玩 具規制はすべきであるという思いは同じであります。今検討してい る機械的安全の強制規格はその強力な方策ではありますが、玩具安 全は機械的安全と化学的安全の両方からなっており、機械的安全だ けを動かすと、その副作用で、6歳から14歳の化学的安全をカバー

するものが全くなくなり、空白が生じるのではないかというジレンマを抱えております。これは欧米や中国の安全レベルより劣るということになります。日本の玩具安全全体を考えた場合、玩具業界としては望ましいことではないと考えております。ついては、最も望ましいのは、ST制度と強制規格が両立することでありますので、まずはそれを優先して、その方策を探していきたいと思います。

- ・なお、それが難しい場合には、強制規格の導入を見合わせてSTを維持するか、少なくとも、6歳から14歳の対象玩具に化学的安全の規制が導入されるまでは強制規格の導入を見合わせていただいて、ST制度を維持していただきたく存じます。
- ・強制規格の必要性を否定するものではございませんが、導入の副 作用に目をつむって、どうしても強制規格を直ちに導入しなければ ならないという緊急の状況にはないと考えておりますので、時間を いただければと考えております。
- ・それでは、資料を共有させていただきます。
- ・最初に、私ども、ST基準、STマーク制度の特質、メリットを紹介させていただきます。もちろん、ST基準がST制度の中心にはございますが、それだけではございません。玩具店の店頭を見ていただきますと、詳細な注意喚起の表示がついております。これらは海外の商品には見られない特徴です。また、多くの玩具が、パッケージの正面右上に対象年齢を統一して表示しております。また、検査をせずにSTマークをつけるという不適正なマークに手を焼いておりましたが、2009年にST検索サイトを導入し、誰でも、どこからでもマークの真偽を確認できるようにして、不適正なマークの根絶に成功しております。
- ・化学的安全性は、食品衛生法で6歳未満対象の玩具を規制しております。6歳から14歳の玩具の化学的安全性は、ST制度のみが担っております。強制規格にせよ、自主措置にせよ、玩具安全制度の

目的は、玩具による子供の事故を防ぐことにあると考えております。この点、データからは、強制規格によっている海外の国と比較して、日本の玩具による子供の事故は少ない状況にあると言えます。

- ・玩具による子供の死亡事故、2013年から21年の累計、アメリカは121件、日本は2件です。もちろん、これは日本人の国民性によるところも大きいとは思いますが、日本の安全水準が全体として高いことによるのだと考えております。そして、日本の玩具安全水準が高いことについて、ST基準、STマークが大きく貢献していると考えております。
- ・現在、玩具安全が直面している問題は従来型の玩具のものではなく、マグネットセットや吸水ボールといった雑貨的な商品と思います。かつ、販売ルートはネット販売と百均などの格安店に集中していると認識しております。
- ・日本の玩具市場は競争がとても厳しいです。海外の名だたる玩具 企業も、日本の市場を攻めあぐねております。以前から玩具店で取 り扱われているおもちゃ、誰が見てもおもちゃだと分かる従来型の 玩具は、海外で売れないからといって日本で売ろうとしても、既存 の流通ではそう簡単に商品を取り扱ってもらえるものではありませ ん。また、ネット販売するとしても、例えばモバイルバッテリーな どは機能が同じなので、価格が安いかどうかで判断をしますが、子 供に与える玩具は価格だけで判断するわけではありません。特に親 御さんが購入しますので、レビューを見るなど、商品を様々に吟味 しますので、そう簡単に売れるというものではありません。特に従 来型の玩具はそうであると思います。
- ・海外からのネットでの直接販売について、日本での代表者、代理 人の設置といった規制が進むとさらに容易に出品ができなくなると 考えております。問題は、ネット販売と百均のような格安店が増加

したことによって玩具と雑貨のカテゴリーが混在することになり、 消費者がマグネットセットや吸水ボールといった危険な雑貨を玩具 として購入できる状況が生じていることであると考えています。も ちろん、こうした製品は消費者の手に渡らないように規制する必要 があると考えています。

- ・マグネットセットや吸水ボールは初めから玩具として開発された 商品ではなく、雑貨から派生、転用されてきた商品です。玩具に強 制規格を導入したとしても、これらは大人向け玩具、または雑貨で あり、規制の対象となる玩具ではないとして、強制規制の網をかい くぐって逃げていくものが多いかと思います。この種の製品は、単 に玩具の強制規格を導入することで問題を解決することは難しいと 考えます。
- ・一方で、強制規格が導入されますと、大半のメーカーにとっては あえて自主的な措置を使う必要性が薄くなりますので、ST制度が 衰退していくことが懸念されます。ST制度では、海外の商品には ない特質、メリットがありますが、仮にST制度がなくなります と、これらの取組が雲散霧消し、日本の玩具の安全が大きく後退・ 劣化してしまうことを懸念しております。
- ・仮に強制規格しか残らないとなると、空白箇所、6歳から14歳の 化学的規制が日本の玩具安全制度から空白の場所ができてしまっ て、欧米や中国に比べて遅れた水準になってしまいます。導入の副 作用によってST制度が衰退し、リアル店舗の安全レベルが中期的 に大きく劣化することはぜひとも避けるべきであると考えておりま す。
- ・現在、強制規格とST制度の共存の道を探しており、可能な方策 があればそれでよいのですが、両立ができない場合には、現在の安 全レベルを維持することは難しくなると強く懸念しております。問 題が生じているのは従来型の玩具ではなく、マグネットセットや吸

水ボールといった雑貨的な商品と思います。かつ、販売ルートも、 ネット販売や百均に代表される格安店に集中しています。範囲が限 定されますので、広く強制規格をしかなくても、ここに焦点を当て た個別の対策を講じていってはどうかと考えております。

・以上、意見、コメントを申し上げました。よろしくお願いいたします。

三上座長

- ・前田会長、どうもありがとうございました。
- ・それでは、以上、事務局からの御説明、玩具協会さんからの御説明も踏まえて、御質問や御意見がございましたらお願いいたしたいと思います。委員の方でも、オブザーバーの方でもどちらでも結構でございます。御発言を希望される方は挙手ボタンを押していただければと思います。それではどうぞ。
- ・それでは、山内委員からどうぞ。

山内委員

すみません。お手が挙がらなかったので、私のほうで先陣を切って しまって申し訳ありません。

・私、今の前田様のお話を聞いて、STマークが長年御尽力されてきた結果、日本社会において玩具の事故が非常に抑制されてきたということに非常に感銘を受けたというか、非常に納得したところがございました。ただ、同時に、STマークを取っていない業者、あるいはおもちゃも流通しているというところで、百均だとか、雑貨類だとかお言葉がありましたけれども、要は従来型の玩具でSTマークを取っていないものというのも多分あるのではないかと思うのですが、それは玩具協会さんで把握されている限り、どれぐらいあるのかということを少しお伺いしたかったのが1点と、2点目としては、今まさに共存というお言葉が出たように、私も、その歴史があり、今まで非常に重厚な、重大な役割を担ってこられたSTマークさんのノウハウや知見が失われてしまうというのは非常にもったいないことであろうと思うところ、共存についての何か具体的な専

門家としてのアイデアのようなものがあれば、より深掘りしてお伺 いしたいなと思いました。

・以上2点でございます。ありがとうございます。失礼いたしま す。

三上座長

- ・それでは続けて幾つか、まず御質問をお受けしてからと思いま す。
- ・次に、カライスコス委員、どうぞ。

- カライスコス委員・ありがとうございます。龍谷大学のカライスコスです。
 - ・先ほどの御質問に少し関連するものにはなりますが、玩具協会さ んのほうから御説明のありました機械的な安全性と化学的な安全性 の関係性が分かるようで余りよく分からなかったので、これは事務 局のほうからももし可能であれば御説明いただきたいのですが、今 回の強制的な基準というものにおいてこれらの2つの安全性がどの ように関連しているのか、あるいは、今回の強制的な規格というも のが採用された場合には、先ほど御指摘のあった化学的な安全性に はどのような具体的な影響が出るのかについて御教示いただければ 幸いに存じます。以上です。

三上座長

- ・ありがとうございました。もう少し質問をお受けしてからと思い ます。
- ・森委員、どうぞ御発言ください。

森委員

ありがとうございました。先ほどちょっと入れなかったのです。 が、今は聞こえておりますでしょうか。

三上座長

聞こえております。

森委員

- ・ありがとうございます。
- ・私、意見が大きく2点ありまして、1つは、先ほど来先生方の御 指摘もありますけれども、これまでSTマークによって玩具の安全 を守ってこられたという経緯は非常によく理解できましたし、ま た、それは重要な取組であったと思います。ただ、やはりSTマー

クをつけずに流通するという実態はあるわけですし、今回のマグネットや樹脂のボールについてあったように、指定商品みたいなものに追加していくと、それは事故が起こってからという後追いになるわけですので、流通自体を法律の力によって阻むということができなくなります。ですので、その限度で、子供が安全でない、子供が危険にさらされるというところはあるわけですね。

・御指摘のありました化学的な安全性が今回の強制規格提案に欠けているではないかということは、それは非常に同じ問題がありまして、結局のところ、ベストの組み合わせというのは、化学的な安全も含めた強制規格化、法律化することが一番いいのではないか。それによって、物理的にも安全で、化学的にも安全なものしか流通できなくするようにするということができるのではないか。それが初めて可能になるのではないかと思います。やはり任意規格にお任せしていると、マークのついていないものが流通する、これをどうしても阻むことができないということですね。

・では、共存の可能性いかにという話がありましたけれども、これについては、私、まったく同じようにはいかないと思いますけれども、自分の専門分野で知っていることを申し上げますと、実は個人情報保護の規格というものがありました。これはJIS Qの規格です。JISのマネジメントシステムの規格ですね。これがJIS Q15001というものですけれども、もともと1999年につくりまして、これによって個人情報を企業は守りましょうということになっておったわけですが、個人情報保護法がその4年後、5年後ぐらいに制定されまして、法律のほうが後からできます。それによって、JISQ15001はどうなったのかということですけれども、JISQ15001は法律に合わせるという選択をいたしました。法律に合わせるという選択をしたことによって、JISQ15001の規格を持っていると認証される、つまり、Pマークを持っている事業者というのは個人情報

保護法を遵守するマネジメントシステムを持っているという認証を 受けられることになったわけでございます。

・このメリットは非常に大きくて、特に認証側にとっては非常に大 きくて、現在のところ、付与事業者、対象事業者は1万7,000社強 ということになっております。もちろん、これは途方もない数です けれども、それは全事業者が守らなければいけない法律で、玩具と か自動車とか、そのジャンルに限ったものではありませんし、あと もう一つは公共事業の発注の際の要件等になっていたということも あって、このような膨大な認定事業者が取れたということですけれ ども、同じような考え方といいますか、協力の仕方というのはある のではないかと思っておりまして、特に先ほど事務局からの御説明 の15ページにありましたが、STマーク付与の玩具については国へ の届出不要とすると、STマーク付与に際して、国の認証基準をク リアしているということがそのマークの基準において求められるわ けですけれども、それによって届出不要となります。そうします と、国で長い手続をするより、STマークを取っていただいたほう が早いということになるかと思いますし、あと、流通させようと思 えば、国に届けるか、STマークつけるかということですので、玩 具の卸元、メーカーとしては、それはSTマークがより重視される ことになるのではないかなと思っておりまして、ちょっとJIS Qと かとは一緒ではないとおっしゃるのは分からなくもないのですけれ ども、そのように法律のルールと規格がその基準をそろえることに よって、反映する法律側では法律をよく守ってもらえる、認証側で はたくさんの認定事業者が出てくるというような、双方にとってよ しとなった結果もありますので、その点、申し上げておこうと思い ます。

以上です。

三上座長・ありがとうございました。

・続きまして、増田委員、どうぞ。

増田委員

- ・増田でございます。今日は遅れての参加、大変申し訳ございませ んでした。
- ・玩具の場合、財産被害だけではなくて、生命・身体被害につながることが大変多くなりますので、やはりきちんとした事前規制ということについては賛成します。事故が発生しても、消費者が自己責任だと思って報告しないこともありますし、国民生活センターの医療機関ネットワークも、三十幾つかの病院としかまだつながっておりませんので、なかなか情報が上がってこないということもあろうかと思います。ですので、事前規制をすることに大変意味があるかなと思います。
- ・そして、今、玩具協会様のほうからお話がありましたように、S Tマークというのは非常に古くからかなり定着しておりますので、 玩具を選ぶときにはSTマークが非常に目について、ある程度消費 者の方には認知されていると思います。特に対象年齢というところ が大きく書かれていますので、そこを目安に購入するということが あると思います。ですので、STマークと強制規格を共存させると いうことが非常に重要だと思うのですけれども、その場合、共存さ せる強制規格も、マークをつくるのかどうか。私はマークをつくっ ていただきたいと思いますけれども、マークをつくるということ と、それから、STマークとその強制規格の特性の表示ですね。ど ういうものであるのかということを改めて周知することによって、 消費者の選択に資しますし、またSTマークを選ぶというような方 向にもなるのではないかなと考えています。
- ・それから、質問なのですけれども、玩具の範囲というものはどう いうところなのかということです。何歳までの人が使うものを玩具 というのか。そして、玩具のように使われる可能性のある雑貨とい うものについては、どこまで対応するのかしないのかということで

すね。あともう一つは、強制規格になった場合の確認はするのかしないのか。例えばにせの強制規格マークみたいなものが出てくる可能性もありますので、そうした場合、玩具協会さんはこれまでやってこられたようなことを踏襲しながら、そういう確認ができるのかどうかということもお考えを聞きたいと思います。 以上です。

三上座長

- ・ありがとうございました。
- ・それでは、続きまして依田委員、どうぞ御発言ください。

依田委員

- ・どうもありがとうございました。私もいろんな会合に出ていて、 事務局提案と民間委員等との意見が完全にまだこなれた形で一致しない形で平場のほうに出てくるというのはままあるのですが、委員としても結構対応に困るところがありまして、そういうことでどう 考えていいかということもあって、それぞれに対して少し質問等も ございます。
- ・14ページ目にいただいた経産省資料のほうになりますが、こちらの左下図のほうで、玩具に対して $6\sim7$ 割が任意のSTマークを取得しているが、 $3\sim4$ 割についてはSTマークがない状態であると聞いております。ここの日本市場での製品のカバー率の市場での製品といったときに、これは狭義で狭く玩具をとった100%で、さっき委員等からも出ていた、必ずしも玩具ではないのだけれども、玩具としての用途も兼ね得るような雑貨というのはここに入っていないのかどうか、ちょっとここの100%の取り方について教えていただきたいのが1点でございます。
- ・なぜかというと、我々問題にしているのは、100%の中のSTマークを取っていない3~4割も重要で、3~4割の中に、今後、何度か議論に出てきた百均や海外ネット販売からどんどん日本に入ってくるような玩具もどきというのがここにカバーされているのかどうかというのが非常に気になるからでございます。また、同じこと

でありますが、逆にいうと、強制規格をかけたときに、いわゆるネット等でどんどん流入してくる玩具もどきに対して、きちんと事前の強制規格が及ぶ、規制が及ぶのかどうかも確認したいところでございます。こちらは事務局に対しての質問になります。

- ・もう一点は玩具協会様についても少し教えていただきたいところで、時間が許す限りであればで結構でございますが、百均、ネットに対しては、個別の対応という言葉もあったのですが、具体的にどのような個別対応があり得るのかということについて、もし玩具協会様のほうで、そういうことを言ったわけですから、知恵があれば御提案いただくのが筋ではないかとも思っております。
- ・最後になりますが、こちらは両方で、すぐに出てくるものではないのですが、強制規格の中にありつつも、既存、6~7割の取得率であるSTマークの価値が高まるようなメリットが非常に重要で、経産省資料の15ページ目にも様々そういった形での活用制度の提案があったのですが、それについて十分なインセンティブになっているのかどうか、玩具協会様からも御意見があればとは思っております。
- ・お時間も限られているところでございますので、可能な範囲での 御回答が得られれば結構でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

三上座長

- ・依田委員、ありがとうございました。
- ・それでは、正木委員の御質問までお受けして、その後、御質問への対応に移りたいと思います。正木委員、どうぞ。

正木委員

- ・ありがとうございます。
- ・現状、おもちゃの国際基準を満たさないような製品が販売されていてもそれを停止できる、法的根拠がないということで、今回、何かしら法的な枠組みを設けて、輸入事業者や販売事業者、プラットフォーマーを含めた主体が危険な製品をチェックして販売を止めら

れる体制を設けるという大枠に賛成しております。

- ・先ほどからも議論になっています資料14ページの図で、玩具メーカーの方々からこの図のグレーの点線から上にはみ出ている部分が大切だという指摘がございました。STマークの取得には、日本語での表示や対象年齢、2年ごとの再登録とか、日本独自の調査項目等があり、国際基準よりも高いハードルがあるわけです。ではSTマークと国際基準を並列する状態になるとどうなるのかというと、確かに「検査料が国際基準のほうが安いとSTマークは淘汰されるのではないか」という心配の声も耳にはするのですが、むしろ経産省、消費者庁、業界団体、消費者団体の方にも協力を仰ぎながら積極的に広報を展開して、国際基準よりワンランク上なのだ、STマークには、少しプレミアムがついている、より安全安心な製品だということを消費者に伝えていって、少し高くても、STマーク取得製品のほうを購入するという賢い消費を促すことがまずは大事なのではないかと思います。
- ・一方、玩具メーカーの方がおっしゃっているように、国際基準としてISO以外の欧米の基準、ENやASTM等と相互に承認していくということは実現すべきだと思います。日本のSTマークも、逆にいうと、これを取っていれば海外でそのまま承認を得られるというものにするべく、ここは経産省さんに、頑張っていただいて、海外当局と交渉するということが重要かなと思っています。
- ・今後、基準ができてきて、子供向け製品の届出がされるということになってきたときに、範囲の定義の話などはこれからだと思うのですけれども、やはり国のほうで届出事業者や、前回の議論でいうと、国内代表者、国内代理人というものがありましたけれども、事業者の名称、連絡先を把握して、実在の確認までしていただいて、それをホワイトリスト化して公表していただく。このリストがあると、プラットフォーマーですとか、そうしたオンラインモールの事

業者の方にも協力いただけそうだなという感触を得ておりますし、 もちろん、実店舗のおもちゃ屋さん、百貨店等の玩具売り場の販売 事業者さんにとっても、これは扱いやすいだろうと思います。

- ・ただ、子供向け製品の対象範囲の明確化ですね。今回のマグネットセットの制限についてもやはりどこまでの製品が制限の対象になるのか、誤解や混乱があったと報道されています。規制の対象となるのかどうか、ホワイトリストを参照して調べるべき製品なのかどうか、こうしたことが分かりやすい周知、また多言語での発信といったことも重要だと思います。
- ・前回の議論でもありましたけれども、違反事業者等のブラックリストも、もし公表されれば歓迎したいと思います。
- ・製品の表示、マークの話については、二次流通の世界なども視野に入れると、ホワイトリストでの参照に限度があるので、もちろん、基準適合の表示が製品そのものにつけば一番よい。中古流通やCtoCでの流通でも、二次流通段階で関わるプラットフォーマーの方からも、「もしそうしたものがあればそれをチェックすることはできますよ」と伺っています。ただ、製品の外箱にしかマークない場合などは、そうすると、外箱が捨てられてしまうと基準適合品かどうか判断できない。マークそのものの真正性を判断するためには、容易に偽造されないようなマークとする必要がある。たとえば、STマークのように表示がJANコード、バーコードのようなものがついており、検索サイトから情報を確認できるような仕組みをとったりする必要があって、大きさ等の関係で、製品に直接マークを付けるのは現実的なのかというとなかなか難しいのかなという印象はあります。
- ・ただ、もし可能な商品で、この商品にはこういうマークを商品そのものにつけようよという話がうまく整備できるのであれば、当然 それは確認がしやすくなるということではないかと思います。

・また、インセンティブ云々でいうとなかなか難しいのですけれども、資料15ページのそれぞれの特性、例えば化学的特性は食品衛生法で、それ以外は消安法ということになっているわけですけれども、例えば化学的特性について、ISO8124-3、この基準を満たして、食品衛生法の基準をクリアして、これ自体で例えばマークがつくとなると、化学的特性以外の基準をクリアしていなくても、何かこれにマークがついていると、全部をクリアしていると誤解してしまうところはある。また、一つ一つ、別々の法令だからといって手続するのも、これも煩雑になる。STマークの場合は、根拠法令に関わりなく、ワンストップの手続で一つのマークを取得することができるので、国際規格についても同様に、手続がワンストップで、もしマークをつくるのであれば一つになるように調整していただければと思います。

・いずれにせよ、新しい制度は海外事業者に周知等が必要となるものですので、これも前回の議論と同様の話ですけれども、十分な準備期間を確保して、国側で周知啓発素材の多言語化や、周知啓発の充実といった対応をするということが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

三上座長

ありがとうございました。

・では、以上6名の委員の方から御質問いただきましたので、ここで事務局から、お答え準備できているところはお答えいただき、また、玩具協会さんのほうからも、今回この時点でお答えできる内容を御回答いただければと思います。まず、事務局、製品安全課長、お願いいたします。

・安全協会さん、手挙がっているのかな。では、すみません、安全 協会さんの御質問を受けてからというふうにしたいと思います。安 全協会さん、どうぞ。

関オブザーバー・製品安全協会の代表理事の関でございます。

・本件、大変大事な問題だと思いますし、我々、検討に参加させていただいて大変ありがたく存じます。先ほど、課長のほうから、認証制度は積極的に活用していきたいというお話をいただきまして、これは大事な視点だと思いますし、非常にありがたいことだと思います。先ほどから懸念となっているのは何なのかと申しますと、これはひとえに強制規格というものがどのように執行されるか、どのように運用されるかということに尽きると考えています。逆に、認証制度というのがどういう意味があるのかということも考えていただければと思います。

・我々の制度というものは第三者認証制度であり、ロット認証であればロットの数に従ったサンプルを抜いて試験をする。工場登録であれば、工場の品質管理を確認した上で実際に製品ができるということを確認する。それを2年とか3年とかいうことで更新していくということをやっていきますが、もちろんそれだけではなくて、仮にその中において、その製品の中でSG基準に満たないものが出てきた場合には、それに対してマークつけてはいけないというふうになっていますし、仮にそれが市場に出回ったときには、そのリスクに応じて適切な措置をとる。これは場合によっては注意喚起で済むこともありますが、製品の回収ということも起こり得るわけです。そういう厳しい条件をのんでいただいた上でマークを使っていただいています。

・そのマークを使う際のマークの使用料というものでSG制度というものが回っています。その中には、基準の見直しという大事な作業も入っています。基準というのは生き物です。国際基準も見直されているわけですが、国内において、国内の実際の製品の使われ方であるとか、あるいは、思いもしなかった誤使用とか、そういうものに対して速やかに手を打つというのはSG基準の非常に大事なポイントとなっております。それがまた大きなメリットとなっている

と考えています。

・さて、強制規格との関係で何が問題になるかといいますと、強制 規格というものができたときに、それを認証するというか、オーケーという行政側のほうが一体どこまでの保証を求めるかということ なのです。事業者がサンプルでつくったものの中のいいものだけを 抜いて検査をして、その検査データを出せばあとは何でもオーケーだという対応をしてしまえば、これは幾ら強制規格であっても、実際の信頼性は大変にあやふやなものになるわけです。現実にSGマークにおいても、かつて、SG基準適合と銘打って、認証を取っていない製品が流通するという事態がありました。これはよく調べますと、一体どういう条件で、一体いつ試験をしたのかということがあやふやなものばかりでした。そのために、現在、SG基準というものは、事業者さんが使うときに、認証を取らないでSG基準に適合しているとか、同業であるとかいうことを表示しないという約束をいただいた上で基準を提供するということをやっております。

・ということで、繰り返しになりますが、強制規格を国がどう執行するのかと。それを厳しく執行して、品質がしっかりした安全なものが提供できるようになるということであれば、そのときには、SG基準であった場合に、SG基準を取っていれば、それで簡素化しますよというのが意味を持つわけですね。実際、我々、そこの分野に関してのプロフェッショナリティがありますし、より有効、簡素化、迅速に審査することができるものと思っております。そういうメリットがあると思います。

・他方で、国が単にサンプルデータか何かの検査記録だけを持って くればいいですという話になってしまえば、SGマークの使用料を 払わなければいけない、コストのかかる制度は事業者の側がお使い にならないということになってしまうわけですね。これは、先ほど から、STマークのほうで御心配されていることになると思いま す。

・ということで、繰り返しますと、我々はこういう問題に関して、 安全性に関しては大変大事な問題だと思い、我々もできる限りのこ とをやっていきますけれども、その運用に関してはぜひとも御注意 いただいた上で、認証制度というものがしっかり使われていくよう になる、そんな制度設計をしていただければみんながハッピーにな るのではないかなと考えております。

以上です。

三上座長

- ・皆さん、御意見、御質問ありがとうございました。
- ・それでは、ここで、まずは玩具協会さんのほうから、これまで何 人かの委員からいただいた御質問にお答えいただいて、その後、ま とめて事務局のほうからというふうにお願いできますでしょうか。
- ・では、玩具協会さん、ひとつお願いいたします。

前田オブザーバー

- ・それでは、順番にお話ができるわけではなくて、幾つかいただい ている質問の部分部分かもしれませんが、大体似たような御質問が あるので、お話をしていきたいと思います。
- ・まず、私どもの資料の2ページ目を見ていただくと、ここで、今回法規制をするときに抜け落ちてしまうのはどこかというと、6歳から14歳の化学的安全性なのですね。これは厚生労働省の担当の部分ですので、食品衛生法は厚生労働省なのですが、食品衛生法では6歳未満しか対象にしていない。6歳から14歳はSTのみが安全性を担保しておるわけですが、全世界の安全規格というのは全て、機械的規制と化学的規制の両方をカバーしています。それはENもASTMもISOも、そして日本のSTもそうなわけです。
- ・実際に化学的規制とここにありますが、重金属8元素の塗膜・溶 出などを検査しておるのですが、こちらの費用のほうが機械的・物 理的安全性のテストの費用よりはるかに高い、数倍高いということ があります。私たち玩具協会は、オーソリティーはありますが、強

制力はないのですけれども、これをメーカーの一つにやってもらっているわけです。

- ・ところが、この上の部分の機械的・物理的安全性だけでいいよと 国が言ってしまうと、そちらだけでいいじゃないかということになって、大半のメーカーはそちらに流れてしまう、コストがはるかに 安いので、そちらに流れてしまうというのが経済の原則になってしまうわけです。
- ・6歳までの玩具は食品衛生法で規制されているからいいのですけれども、6歳から14歳は全く抜け落ちて、これが欧米、中国よりも劣ることになりますということが一つの大きな課題です。先ほど、物理的と化学的の違いは何ですかという御質問があったと思うのですけれども、これはこういうところで、化学的規制に関しては厚生労働省担当ですので、経済産業省の方々が言及されていないというところにございます。
- ・次に、今度は範囲の話でありますが、先ほどからも申し上げましたように、今回の吸水ボールであったりマグネットセットであったりというのは、もともと玩具として開発されていたわけではないものが玩具として流通業者がカテゴライズして販売してしまったということになります。2016年ぐらいに話題になったハンドスピナーという商品もあるのですが、これなどは、筋無力症という方々のために医療商品として開発されたものが玩具として転用されて販売されてしまったという点では、新たにどんなものが開発されて、それが玩具として入ってきてしまうかということはほとんど推測不能な状況にあります。娯楽性があるかどうかではとても分からないというところにあって、今回の強制規格ではとてもそういうものというのは多分カバーし得ないだろうと心配しておるわけです。
- ・個別対応に関して言うと、欧米の業界でされていることは、これ は必ずしも法律ではないようなのですが、小売店が業者、メーカー

に対して、ENとかASTMとかの、そこのテストに合格したという安全のエビデンスを出せということが最近当たり前になっています。これは今回も、ネット販売の方々であったりプラットフォーマーであったり、それから百均の方であったりが、そういうものを要求して、エビデンスを取り寄せて、安全であるということを確認すれば一応できるはずのことです。これが欧米、他国で行われている手法ですので、それがいいのではないかなと考えております。

- ・それから、インセンティブについては、私どもは製造物責任保険に加入するとかいうことを一応してはおるのですが、それから、STマークがついている商品のみがおもちゃ大賞の候補になり得るとかいうことを一応やっております。しかしながら、先ほど申し上げた、コストに大きく差があると、化学的規制の部分のコストが機械的規制の数倍であるということからすると、なかなかこれだけでは受け入れてもらえないのではなかろうかという点で、私たちは、経済の原理原則に従うと、STが弱体化して、STの消滅が意味するものは、にせマークの横行であろうと。玩具業界がつくってきた、これは2009年につくりました登録制度と検索システム、これによってにせマークを根絶しておりますが、今回のやり方ではそこはできなさそうですので、やはりにせマークは横行するであろうということを懸念しております。
- ・これぐらいで大体の御回答におおむねなるのではないかと思うのですが。

三上座長

- ・前田会長、どうもありがとうございました。
- ・それでは続きまして、事務局のほうから御質問へのコメントをお 願いいたします。

田中課長

- 事務局でございます。
- ・玩具協会の前田会長、貴重な御意見ありがとうございます。ま た、委員の先生方からもいろんな貴重な御意見いただきまして、あ

りがとうございます。

・その中で、まず御質問ということで、カライスコス委員のほうか らと思うのですけれども、化学的な安全性と機械的な安全性につい ての、今回はどういうところを強制規格といった形で対象にしてい るのかといったような御質問だったかなと思うのですけれども、こ れは、資料の15ページでも紹介しているので少し出しますけれど も、こういう感じになっていまして、世の中では、前田会長からも ありましたけれども、海外とかでは玩具の規制というか基準という 意味では、関連性もあるのですけれども、大きくは物理的な危険性 と化学的な危険性ということでして、これは基準としても、ISO 8124とか、またはENでいうと71-1とか2とか3とか、そういう感じ で、それぞれの国がセットで対応されているという形になります。 ・それで、化学的特性というのはどういう意味かというと、これは 食品衛生法で、日本はまさに法律の中でそういったおもちゃを指定 することができると書いてあって、それで規制されているのですけ れども、これは食品衛生法で規制されているというところから分か るように、乳幼児を中心に、玩具をなめてしまうという可能性があ る中で、人体に危険性が疑われる物質を仮になめてしまうと体によ くない影響があるのではないか、こういった観点から対応されてい る、規制されているものということになりまして、世界的には、物 理的な危険性とセットでやっているのですけれども、日本は昔から

・この物理的なところ、機械的なところというのは、まさにマグネットセットとか水で膨らむボールのような、今回出てきたような話で、物質が危ないという話ではなくて、モノが例えば非常に小さいもので誤飲をしやすい。そうすると喉に引っかかるとか、例えばマグネットであれば出てこないとか、大きさが小さいとか、そういっ

ここは規制されていて、食品衛生法でやっているということになっ

ております。

たことによって生じる危険性というかリスクに対応するものがこち らの物理的な安全性で対応しているところになります。

- ・ここについては、現状は何もないというところでございまして、 今回、マグネットセットと水で膨らむボールを入れましたので、そ の2つの製品についてはここが強制的な規制の対象になるという形 になります。なので、我々としては、法律という意味では、現状、 こちらの食品衛生法の中で化学的なところは対応されているので、 一方で物理のところは、マグネットセットと水で膨らむボール以外 は対応されていないところがありますので、そこを対応したいなと いうことでございます。
- ・もちろん、前田会長おっしゃるように、6歳から14歳のところがずれているのではないかとかいう、食品衛生法では6歳未満になっているので、そこは狭いのではないか、そういう御指摘はもちろん課題としてあるということは全く御指摘のとおりだなとは思います。今回我々が提示させていただいている強制規格化と言っている部分は、化学のところは食品衛生法でもう対応されていて、既に対応されているところでなくて、何も対応がないところについて、一定の対応、基準を求めるということをしなくていいのかなと、こういった問題意識でございます。
- ・そういった意味では、これは増田委員とか正木委員、あと依田委員からも御質問の中にあったと思いますが、どういう玩具が対象になるのかとか、何歳までなのだとか、そういったところが当然気になってくるところでありまして、そこはまさにこれから詰めていかなければいけないところかと思っておりますので、今までいただいた御意見も踏まえながら、どういった玩具が対象になるのかということも検討していく必要があるともちろん思っております。
- ・それから、海外という意味では、一般的に使われているのは14歳 未満で、子供が遊ぶために使われているものが玩具というような感

じで対象になっているというのが海外ではよく使われているやり方ではありますけれども、それも国によって少し違っていたりします。

・今お答えしている途中なのですけれども、早川先生から発言したいというリクエストもございましたので、一旦、私の答えは後でするということで、早川先生のほうから御意見をいただければと思います。

早川委員

- すみません。早川でございます。
- ・授業がこれからあるので、もう退出しなくてはいけないので、先 ほどちょっと発言する機会がなかったものですから、一言だけ設け させていただきますけれども、先ほどの玩具協会様、あるいはST マークのためにこれまで御尽力いただいていた方々の御努力という のは非常に感銘を受けておりますし、また、STマークというもの が存在することが我が国の玩具の安全というものを、化学面も含め て維持していたというのは非常に重要なことかと思います。
- ・ですので、いわゆる業界の方々と協力関係というものを保ちながらやはり規制というものはしていくべきというのは、これまでこの玩具の問題以外にも、海外からの危険製品の流入ということに対して、やはり業界の方々と協力しながら進めていくということで、こちらのほうは非常にいい形で合意ができつつあると思いますので、ぜひこちらのほうについても、規制当局側と、それから業界のほうでの協力関係というものを維持していただければとは思います。
- ・確かに御指摘あるように、化学的なところの6歳から14歳までのところというのが、万が一STマークというのが弱体化してしまいますと、こちらのほうが手薄になってしまうというのは御指摘のとおりで、これは他の官庁も巻き込んでということになると思いますが、世界的な趨勢からいっても、やはりこちらのほうに規制を及ぼさざるを得ないというのは非常に重要なことなのではないかと思い

ますので、まず一方としては、やはり他の官庁とも協力関係を保ちながら、規制というものを、化学的なところについても満遍なくかけるようにしなくてはいけないと思います。ただ、それはすぐさまできるものではないとは思います。

・他方で、これまでSTマークを維持している我が国の製品の安全というのが非常に守られてきたというのは非常におっしゃるとおりでありますし、また感銘するところでもありますけれども、他方で、今の問題というのは、これは危険製品の流入でも同じですけれども、グローバル化していることによって、我が国の業界ではコントロールできない海外からの玩具というものが入ってきて、それが我が国の消費者に対して一定のネガティブなインパクトを与えている。これに対してどう対応するかという問題で、当然、海外のそういった玩具メーカーはSTマークの取得などは考えませんし、他方でグローバル化によってそういったものが流入してくるというのは否定できない傾向でありますので、そうすると、こうした統計も今後変わってくる可能性というのが当然あるわけでございます。

・そうすると、今まさにこちらのほうに規制をかけて、なおかつ、 その規制の前提として独自のマークというものをつくらざるを得な いというのも私としては非常によく分かるところでございますし、 そこはなかなか、これなしでは今の新しい事態に対して対応できな いというのはそのとおりだと考えます。

・そうすると、結局、STマークを保持すること、あるいはすることについてのインセンティブをどれだけ業界の方々に与えることができるか。それで、御懸念のような、この新しいマークができるとSTマークをもう捨ててしまうというような傾向がないように、この両者の協力関係をどのようにするか、あるいは業界に対してのSTマークのインセンティブを、さらに何かつけ加えることができないかというところが焦点になってくるように思います。

・今までの先生方のお話を聞いてみても、この大きな枠から外れている意見というものはなかったようにも思いますので、ぜひ事務局のほうには、この点について業界の方々の御納得をいただけるような形での調整というのをしていただければと思います。

・すみません。横から入るような形で申し訳ありませんでしたが、 もう授業で出なくてはいけませんので御発言させていただきまし た。ありがとうございます。失礼いたします。

三上座長

・早川委員、どうもありがとうございました。多分ほかの皆さんも 17時以降いろいろな予定を入れられていることもあろうかと思いま すので、残りの時間、10分になりましたけれども、田中課長のほう からできる範囲でお答えいただいて、まとめに入りたいと思います。 よろしくお願いします。

田中課長

- ・はい。早川先生もどうもありがとうございました。
- ・さっき私が少し申し上げていたところ、途中だったところの続き なのですけれども、玩具の範囲ですね。これをどうするのかという ところも今後よく検討していきたいということを考えておりまし て、ここも非常に大事な点と考えております。
- ・あと、雑貨なのだけれども、実際は玩具で売られているようなものもあるけれども、そういったものも規制が及ぶのかといった御指摘も、これは依田先生からですかね、あったと思うのですけれども、これもどういったものを規制の対象にするかというところの範囲次第かなとは思いますので、ただ、もちろん、最初から玩具ではないものについてあらかじめ手を打って、玩具として規制するのは難しいと思います。
- ・一方で、水で膨らむボールとかマグネットセット、あれは、確かに玩具協会さんおっしゃるように、もともとは雑貨だったものが玩具で使われるようになったというところはあるのかもしれませんけれども、いずれにしても、玩具の安全基準のISO8124-1は満たし

ておりませんので、その規制を満たしていないという意味では、こういったところも危ないところかなとは思いますので、そういったものにどうやって対応していくかということですね。そういったものが、玩具ではないものが突然玩具になるとかいうものは、確かに対応は難しいかなあとは思いますけれども、玩具として売られている実態というのも一方であったりしますので、そういった場合に、玩具として売られたときには、ではどう対応するかとか、そういった議論かなとは考えております。

- ・あとは、正木委員からもいろいろ御指摘いただいておりまして、 実際に制度を変えるときには、周知期間とかそういったところもしっかり取っていただく必要があるのではないかといったところとかも、いろんな多方面の御指摘をいただきまして、全てそのとおりかなと思いました。
- ・プラットフォーマーさんとの連携とか、そういったところも当然この玩具についてもあると思いますので、そういった意味で、今日まさに子供向け製品の議論ではございましたけれども、前回議論させていただいた越境供給の問題とか、そういったところを考えていきますと、例えば届出事業者の名前を公表して、ホワイトリストのような形でやっていくとかいうところも、こういった玩具の話にもつながってくるところがあるのかなとは思っております。そういった意味で、いずれにしてもしっかり今後検討していく必要があるかなと思っております。
- ・あと、製品安全協会さんからは法執行のところをどうやってしっかりやるのか、サンプルデータの確認だけだと不十分ではないかという御指摘がございました。ここは、規制をするということになった場合という意味では、我々、データを持っているかどうかだけでもちろん判断するわけではなくて、実際、試買検査とかも行っておりますので、直接モノを買ってきて、検査機関で見てもらって、そ

れで、例えば適合、不適合を我々のほうで確認するということも当 然やる必要があるかなと思っておりますので、仮にサンプルデータ がオーケーだったとしても、実際出回っているもののデータが、製 品の品質にばらつきがあって、我々が見つけたものが基準を満たし ていないということがあれば、それは違反の可能性があるというこ とでしっかり指導していくことができるのではないかなとは思って おります。

- ・いずれにしても、どういった規制にするのか、その対象範囲がど こになるのか、それがどういった形で規制するのかというところ と、あと、それをどうやって執行していくのか、いずれも非常に大 事な視点であると思っております。まだ我々もこれからしっかり検 討していく必要がありますので、そういった御意見も踏まえなが ら、今後さらに検討を深めていきたいと思っております。
- ・また、最後、早川先生からまさにしっかり業界の方々とも調整を していただければという御意見をいただいておりました。全くその とおりだと思います。我々も、今回、規制をするということであれ ば、当然その規制の影響を受ける業界の方々の御意見というのも十 分踏まえて検討していく必要があると思っておりますので、今日ま たいろんな御意見もいただきましたので、そういった御意見も踏ま えながら、さらにどういった制度にしていくと業界の方々にも御理 解いただけるのかというところも含めて調整を引き続き進めていき たいと考えております。
- ちょっと抜けているところがあるかもしれませんけれども、大体 こんな感じで、私からは以上でございます。

・本日は、スタートがちょっと遅れましたけれども、活発に御議論 いただき、誠にありがとうございました。いただいた御意見を踏ま

えて事務局で引き続き御検討いただければと思います。

本日、ほかに何か御発言はありますでしょうか。

三上座長

前田オブザーバー 最後に少しコメントさせていただいてもよろしいでしょうか。

三上座長 はい。その前に、カライスコス先生、森先生は今新たに挙手されて いました?

森委員 はい、私はそうです。

三上座長 では、玩具協会さんの後で森委員に御指名いたしますので、御発言 ください。

森委員 かしこまりました。

前田オブザーバー ・私どもとしては、両立を目指したいと思っておりますが、なかな か難しい状況があることは、私たちの懸念は御理解いただけたと思 うのですね。特に化学的規制、コストが非常に高いというところが、これは、欧米全てこれがセットになっているのに、日本だけ、機械 的にいいよということになると、そっちにどーんと流れてしまって、 欧米よりも劣化します。ですので、機械的規制と化学的規制はセットで御検討いただきたいのですね。それまではST制度を維持して いただくと。私たちはST制度の維持を目的としているのではなく て、機械と化学のセットで検討していただかないと、日本だけが片手落ちになるということを極めて心配しております。

三上座長 ・ありがとうございました。

それでは、森委員、どうぞ。

森委員 ・ありがとうございます。簡潔に申し上げます。

・今の点、化学の規制の点ですけれども、それは非常に重要な御指摘でして、これがないのは問題だ、全くごもっともだと思います。他方で、最近非常に市場の移り変わりが早い。特に早川先生御指摘のグローバライゼーションの中でいろんなプレーヤーが登場してくるというところで、しっかりしたものができてから規制しようというのは現代の規制の潮流とは若干離れているものでありまして、化学的規制の部分は重要な宿題としつつ、先にできることからやっていくというのが現代のアジャイルガバナンスの考え方であろうかと

思います。法律もそのようにして運用していくのだということを、 経済産業省で取りまとめていただいているわけですから、本件はア ジャイルの適用の一番目ではないかと思います。

・もう一つ、玩具と言えるのか、文具ではないのかみたいな、あるいはほかの商品でないのかということですけれども、これも最近では、玩具というカテゴリーを決めて、その中でルールを決める、そのような規制の考え方よりも、ゴールベースで、発生する結果に着目して規制すべきという考え方が一般的ですので、そういった考え方からしますと、乳児や児童等に誤飲その他の危険が生じる玩具、文具等という形で、危険のほうから、使用の際に危険が生じる、それはもともと何と言って売られていたかはともかくとして、乳児や児童が使ったときに危険が生じるおそれのある商品という形で規制していくことがゴールベースの規制と言えるのではないかと思います。以上です。

三上座長

- ・森委員、ありがとうございました。・それでは、本日も本当に活発な御議論、ありがとうございました。17時になりますので、予定の議事、終了したいと思います。
- ・最後に、事務局から、連絡事項ありましたらお願いいたします。
- ・それでは、本日も本当に活発な御議論、ありがとうございました。17時になりますので、予定の議事、終了したいと思います。
- ・最後に、事務局から、連絡事項ありましたらお願いいたします。

閉会

田中課長

- 事務局でございます。
- ・最後、玩具協会さんもそうですし、森委員もそうでしたけれど も、化学的な安全のところも含めてという御指摘とか、貴重な御意 見ありがとうございました。いただいた御指摘も十分踏まえて今後 検討していきたいと思っております。

・すみません。今日は本当に冒頭不手際で、30分ほど開始ができなくなったことを改めてお詫びを申し上げたいと思います。皆様方、本当にお忙しいところ時間を無駄にしてしまって申し訳ございませんでした。次回はそうならないように、しっかり準備をしていきたいと思います。

・本日の検討会の議事概要ですけれども、事務局で作成して、いつ ものとおり、委員の先生方、発言された方々に確認をした上で、ホ ームページで公開したいと思っております。

・また、次回の会合の日程ですけれども、6月にできないかと思ってはいますけれども、よく事務局のほうで検討させていただいた上で、また委員の先生方、オブザーバーの方に提示させていただければと思っております。今日は本当に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

三上座長

・それでは、以上をもちまして、第5回の検討会、終了いたします。本日は、御多忙中のところ御参加いただきまして、誠にありが とうございました。

——了——